

平成 30 年度

事業計画書

社会福祉法人 ふるさと

社会福祉法人ふるさと

平成30年度事業計画書

1. 基本方針

2025年に向けた地域包括ケアシステム構築のための大きなステップとなる平成30年診療報酬・介護報酬同時改定においては、次の4つの柱が据えられた。1) 地域包括ケアシステムの推進、2) 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、3) 多様な人材の確保と生産性の向上、4) 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保、の4点である。改定幅としては6年ぶりとなる0.54%のプラス改定となり、中でも特別養護老人ホーム（以下、「特養」という）においては、2%弱の引き上げとなった。内容としては、多死社会を迎える我が国において、これ以上の医療費の上昇を抑えたい政府が、特養の医療ニーズへの対応を促し、医療から介護への人とかねの流れを作り出すための政策誘導とみられる一方、排泄や褥瘡管理に対する評価を手厚くするなど、生活施設としての特養の機能を評価するものもあった。

大幅な引き下げを予想していた事業者としては、胸をなでおろす結果となったが、政府のひっ迫する財政状況に変わりはなく、次期以降の改正では、より厳しい引き締めや適正化の要求が突きつけられることは間違いないだろう。今回の改定に安堵することなく、猶予期間となった3年の間に各事業所に機能として求められるサービスの質を見つめなおし、評価の論点とされている「自立支援介護（アウトカム評価）」「医療と介護の連携」「認知症ケア」「生産性向上」などの対応に努めなければならない。

また、30年4月からは、住民が主体的に地域課題の解決に関わる「我が事・丸ごと、地域共生社会」の実現に向けて改正された社会福祉法が施行され、地域社会における社会福祉法人の役割と期待がより高まることになった。前の改正法に基づく新執行体制がスタートして一年が経過したが、今後も法の精神である公益性、公共性、透明性を遵守し、他の社会資源と連携をとりながら、地域社会の福祉向上に貢献していきたい。

こうした地域社会における法人・事業所としての役割を果たし存在価値を高めるためにも、従来取り組んできた経営組織のガバナンス強化と人材育成には引き続き力を入れていく。具体的には、今年度より新たに「中期事業計画」の策定にかかり、中長期的視点をもった経営を目指す。また、人材育成については、これまでの「管理職・リーダー研修」をはじめとする階層別研修と「業務改善（QC）活動」を継続し、組織力の強化と生産性の向上に努める。併せて、働く人の意欲向上のため「人事考課制度」と連動した「目標面接（目標管理制度）」の効果的な運用を目指し、評価プロセスの見直しを行いたい。また、慢性的に不足感が続く人員体制に対する策として、多様な働き方を検討し、介護助手や実習生の受け入れなど、人材確保の改善に努める。

以下、中期運営事業方針及び本年度の基本方針を示す。

○ 事業運営方針（2017年－2021年）

1. 社会への使命

- (1) 誰もが住みたくなるまちづくり
 - ・生涯活躍のまちづくりへの参与
- (2) いつまでも安心して暮らせるまちづくり
 - ・地域包括ケア拠点としての使命
- (3) どんな時でも支えあえるまちづくり
 - ・生活に困っている方への援助

2. 利用者への使命

- (1) 家族とともに寄り添うケアづくり
 - ・利用者、家族の声をサービスに生かす仕組みづくり
- (2) 利用者の暮らしを守るチームづくり
 - ・虐待を発生させない体制と教育
- (3) 常にサービスの質を高めるホームづくり
 - ・第三者評価制度を活用した業務改善への取り組み

3. 働く人への使命

- (1) 誰もが働きやすく、やりがいある職場づくり
 - ・処遇改善、福利厚生への積極的な取り組み
- (2) 才能を磨き、輝く人づくり
 - ・コーチングに基づく個を尊重した人材育成
- (3) 透明性と規律の高い組織づくり
 - ・社会福祉法人にふさわしい組織の構築

○ 本年度方針

1. 効率的な事業運営による安定的な経営

特別養護老人ホームを母体施設として、ショートステイ、居宅介護支援事業、グループホーム（2事業所）、サポートセンターの6事業の稼働率の向上と適切な人事労務管理、並びに合理的な経費管理を行うことにより安定した経営を目指す。そのため、法人本部の機能をさらに高めることにより、各事業所の管理業務をサポートできる体制づくりに努める。

2. 利用者本位を基本としたケアの質の向上

利用者本位に立ったケアを基本に、介護職のスキルに合わせて体系化された介護キャリア段位制度を活用し、知識・技能の平準化と、質の高い人材の育成を目指す。また、家族会との連携を密にしながら、利用者・家族の声を十分反映したサービス提供に努める。

3. 職員教育の充実と組織力の向上

中間管理職を中心に組織力の向上を目的とした研修を引き続き行いながら、チーム全体のモラル向上を目指す。講師には医療・福祉業界において実績のある外部講師に依頼し、研修目的に沿った段階別、階層別のカリキュラムを学ぶことで、能率性が高くチームワークのとれた小集団づくりを目指す。

4. 職員満足と勤労意欲の向上

職員満足の高さと利用者本位のケアが両輪となってはじめて顧客（家族を含む）の満足度を向上させることができることから、介護職の処遇改善施策等を十二分に活用し、地域雇用の場を創出し、労働環境の改善を目指すとともに、キャリアパス制度に沿って職員の自己実現に寄与できる働きがいのある職場づくりを目指す。

5. 法令遵守の徹底

不十分な管理体制によって起こる指定取り消しや労働基準法違反などによる行政処分などの事例が相次いでいる。関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や職業倫理、社会的ルールを遵守した経営に努めるとともに、その実現のための取り組みを推進する。

6. 防火・防災・防犯対策

想定できない火事や災害等への対策として、法人及び事業所毎に策定している「消防計画」並びに「非常災害対策計画」に基づき、計画的な訓練を実施して万が一に備える。また、不審者に対する対応についても「不審者対応マニュアル」による訓練、並びに防犯対策設備の整備を進める。

7. 地域への貢献

社会福祉法人としての地域における役割をこれまで以上に果たしていき、地域にとってなくてはならない社会資源として、また福祉サービスの中核的な担い手として地域福祉の向上に貢献する事業を推進する。

2. 分野別重点取り組み方針

	重点取り組み方針
ガバナンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理体制を整備する 内部統制システムを確立するため、管理体制の整備を図る ・ 中期事業計画を策定する 中期事業運営方針（2017-2021）に沿った中期事業計画の策定に着手する ・ 内部監査の導入を準備する 法人及び各事業所の執行状況についての内部監査導入に向けた準備を開始する

<p>地域社会への貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における福祉サービスの中核を担う社会福祉法人としての自覚を持ち、地域の福祉課題の把握と解決に取り組む 長崎県社会福祉法人経営者協議会が主体となって運営する「生計困難者レスキュー事業」の西彼ブロック幹事法人として、関係機関と連携しながら生活困窮者の支援を行う 地域住民を対象とした介護教室の開催などを通し、正しい介護の知識や介護予防の大切さを普及する活動に取り組む。また、施設を開放したサロンの運営や見守りサービス等の研究を進める
<p>自立支援介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに求められる機能を見つめなおし、利用者の尊厳と自立支援を重視したケアの提供を目指す 特養／看取りケア、排泄向上、褥瘡予防管理、口腔ケア、栄養マネジメント、余暇活動の充実、生活の質（QOL）の向上 グループホーム／認知症ケア、生活の質（QOL）の向上 サポートセンター／入居者・利用者の生活の質（QOL）と満足度の向上
<p>安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクマネジメントの強化を図る 安全対策及び緊急対応力を高めるため、法人指針とマニュアルの見直しを図り、事故防止に向けての危機管理意識を養うとともに、具体的な手順を確立する
<p>不適切ケア対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切ケアの一掃と高齢者虐待防止の徹底を図る 定期的な研修と各職域における虐待の芽チェックシートを活用しての予防対策を実施する。また、不適切ケアが見られた時は、要因の究明と再発防止策を職域毎に協議し、個人ではなく組織の問題としての解決を図るなど、組織としての抑止の仕組みを構築する
<p>ケアマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なケアマネジメントの実施と確実な介護への展開を図る ケアマネジメントの理解促進を図り、ケアプランの重要性を再認識するとともに、チームケアに反映できる実戦力を身に着ける。
<p>防火・防災・防犯対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火・防災・防犯意識の向上と対策強化を継続する 防火対策／様々なケースを想定した訓練を定期的実施するのはもちろん、職員全員が訓練を通し、装置の取り扱いや避難誘導行動に熟練する 防災対策／起こりうる災害を想定した訓練の実施と備蓄品の確保 防犯対策／不審者マニュアルに基づいた訓練の実施

<p>人材育成・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織力強化につなげる階層別研修を継続する 業務改善（QC）活動を継続し、チームを主体とした課題解決能力の向上に取り組むことで、生産性の向上と組織力の強化を目指す ・ 自己実現の場となる職場づくりを目指し、育成を主眼とした人事考課制度を整備する 働く意欲向上に資する目標面接を重視し、人事考課制度と連動した仕組みとするため、一連のプロセスの見直しを行う
<p>労働環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きやすい職場、働きがいのある職場づくりのため、労働環境の改善に努める 労働契約法の改正に対応し、無期雇用契約を望む職員のための制度を整備する。また、育児・介護支援策として、時間単位の有休取得制度を設け、多様な働き方を支援する

3. 事業所別運営方針

● 特別養護老人ホームふるさと（第一種社会福祉事業）

ショートステイふるさと（第二種社会福祉事業）

1. ユニット型「特別養護老人ホームふるさと」の特性を活かし、誰もが望む「安心して老後の生活をおくれる施設」として、さらにその機能を高め、地域福祉の拠点施設としての役割の維持向上に努める。
2. 在宅サービスとしての「ショートステイ」の有効的な運営と、施設入居待機者の確保のための積極的な受け入れを行う。

● グループホームふるさと・第2グループホームふるさと

（第二種社会福祉事業）

1. 地域における「認知症ケア」の重要な社会的資源として、利用者が「地域の中でなにげない日々の暮らしを家庭の延長のようにその人らしくおくれる」施設運営の実現に取り組む。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。

● 小規模多機能ホームふるさと（第二種社会福祉事業）

1. 住み慣れた地域でなじみの関係を保ちながら、在宅で穏やかに暮らし続けることを支援するため、「通い」、「泊り」、「訪問」の3つの機能を駆使し、併設施設である「グループホームふるさと」はもちろん、地域や医療、関係機関と連携しながら、利用者視点に立った総合的かつ臨機応変な在宅サービスを実現する。
2. 介護情報サービスの公表制度及び地域密着型サービス評価制度に基づき、常に現在の業務体制やサービス内容に問題意識を持ち、質の高いサービスの提供のため日々の改善に努める。
3. 本年度より本格的に介護予防事業の一部が自治体の総合事業に移行するのに伴い、小規模多機能型居宅介護事業所として総合事業にどのような可能性があるのかを探る。

● ふるさとレスキュー事業（第二種社会福祉事業）

1. 長崎県社会福祉法人経営者協議会が主体となって運営する「生計困難者レスキュー事業」の西海・西彼ブロック幹事法人として、本事業の活用に積極的に関わり、地域における生活困窮者の支援に努める。

● 居宅介護支援センターふるさと（公益事業）

1. 介護保険制度の入り口である「居宅介護支援事業者」の役割は大きく、今後も積極的な利用者の拡大とサービス提供に努める。
2. 介護支援専門員を1名増員し、さらなる地域ニーズに対応した支援ができる体制をつくる。
3. 西海市の地域ケア会議への協力を通し、地域包括ケアシステム構築に貢献する。

● サービス付きシニアマンションふるさと（公益事業）

1. 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを感じながら安心して暮らし続けることができるよう「高齢者の居住の安定確保に関する基本方針」に照らして、適切なサービスの提供と運営に努める。
2. 併設施設である「小規模多機能ホームふるさと」との連携により、高齢者にとって、より安心な住環境を実現する。

4. サービスの質の向上

1. 社会福祉法人の使命は「社会、地域における福祉の発展・充実」である。多様な福祉課題に柔軟かつ主体的な「利用者本位」のサービスを提供する。
2. 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築、人材育成等に取り組みサービスの質向上に努める。
3. サービスの質の向上と人材育成の一環として資格の取得奨励や専門研修の受講を支援し、サービスに対する客観的エビデンスを確立する。

5. 介護事業の経営上の課題

1. 特別養護老人ホームの稼働率を限りなく100パーセントに近づける努力をする。そのためには、家族、協力病院との連携により「入院日数」の減少を図る。また常に入居待機者を把握し、スムーズな入退所に心がける。
2. ショートステイの稼働率を高めるため、他の居宅介護支援事業所等との連携を充分にとり安定的な運営を心がける。
3. グループホームの安定した入居状態を維持し、入居者においては入院率を極力下げる。入居待機者にはその他の福祉サービスの提供により利用者家族の介護負担の軽減を図る。
4. 居宅介護支援事業においては、地域における福祉ニーズの情報収集に努め、適切なケアマネジメントによるサービス援助を行う。
5. シニアライフサポートセンターの稼働率を高め、経営の安定化をさらに図る。
6. **2025** 年に向け、西海市が推進する地域包括ケアシステムにおいて、当法人の有する機能・役割をもって積極的に関わっていく。

平成 30 年度 事業計画書

(特別養護老人ホームふるさと・短期入所生活介護)

1 基本方針

介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、新施設のユニットケアを生活の場として、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

施設は、地域や安定した経営体制を確立するとともに、地域における介護保険施設、その他の福祉、医療サービス機関と密接な連携に努め、その中核的機関として質の高い介護サービスを提供するものとする。

2. 分野別重点取り組み方針

	重点取り組み方針
自立支援介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個々の楽しみを見つけて、日々充実した生活を送れるよう、24時間シートに基づいてケアの統一を図る。 特に排泄向上に向けて、毎月の排泄向上委員会を中心に、個々にあった排泄自立支援を検討する。また便秘傾向の利用者に対して、多職種協働で自然排便を目指す取り組みを実施する。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止対策として、常に危機意識をもって、ヒヤリハットをもとに様々なリスクに関し、事故防止委員会で安全対策の検討と徹底に努めます。 ・様々な事故を想定して緊急対応訓練を実施し、事故発生時の速やかな対応が出来るように備える。
不適切ケア対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切ケア防止対策として、真摯に利用者の声に耳を傾け、自身の行動確認を行えるように体制づくりを行い、身体拘束も含め研修・指導を徹底する。
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・入退所に基づく利用者の情報共有（カンファレンス）を密に行い、支援体制をさらに強化する。 ・ケアプランに関する「経過記録」について、パソコンソフトなどでの記録方法の見直しを行う。

環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・常に施設の清潔・整頓を心がけ、利用者が快適に生活できるように、職員による清掃チェックとそのフォローを確実に行う。 ・感染予防対策として、毎月の感染対策委員会を中心に、全職員に研修指導を行い、「持ち込まない・拡げない・持ち出さない」の感染予防三原則を実践する。
防火・防災・防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の夜間想定防災訓練を継続実施する。また、災害避難計画に沿った避難訓練及び防犯対策としての不審者対応訓練を実施し、確実に個々のスキルとして定着できるようにする。
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の幼児・小学生・中学生の施設訪問や交流学习を積極的に実施し、「介護」の普及に努める。

3 介護サービス目標

- (1) 利用者が日々意欲をもって穏やかに生活を過ごしていただけるように、必要な支援と介護を行う。
- (2) 認知症に対しての、正しい理解と、人権を尊重し受容する事に努める。
- (3) 職員は、日々積極的に活動し利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等、利用者の意志に沿った「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成し、自立支援に努める。
 - *職員は、それぞれの職務において法人理念である「共助共援」「和」と「思いやり」の指標をもって、利用者に接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある余生がおくれるようにしていただく。
 - *終末ケア（看取りケア）においては、「看取りに関する指針」に基づき出来る限りの援助に努め、安らかな終末を迎えていただく。
 - *職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の利用者のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないよう努める。（利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除く。平13老発155）
- (5) 人権擁護、虐待防止等のため、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

- *夜勤者4名、管理宿直1名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。
- *非常災害時に備えての非常食や生活必需品を備蓄する。
- *不審者対応マニュアルに沿った対策及び訓練を実施する。

(5) 保健医療

保健衛生

- *利用者の健康状態の把握、環境整備、衛生管理を徹底する。利用者、職員は、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」及び「感染症対策マニュアル」に基づき、感染予防に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等実施するなど細心の注意を払う。
- *利用者は年1回の健康診断（結核健康診断）とインフルエンザ等の予防接種を行なう。

疾病の治療

- *嘱託医の定期検診（週1回）を行い、必要に応じ随時往診し、状態によっては専門医へ診療並びに入院を行う。

看護師

- *医師の指示により、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等を行う。
- *急性期、夜間体制や看取りケアについては、必要に応じて協力医療機関などと連携を図り必要な処置を行う。
- *利用者の必要に応じ、嘱託医の指示の下、所定の研修に基づき、看護職員・介護職員協働による経管栄養・口腔内吸引を実施する。

機能回復訓練

- *機能回復訓練指導員により、各利用者の「個別機能訓練計画書」作成し、各種の物理療法と訓練を行い、残存機能の維持向上を図る。また、日常生活基本的動作訓練、作業療法を行い在宅復帰に向けての自立を支援する。

(6) 趣味活動・レクリエーション

- *各クラブ活動（絵画・手芸・カラオケ・園芸など）及び楽しいレクリエーション等の支援、個々の趣味活動をひろげ積極的参加を呼びかける。
- *地域での諸行事等に積極的に参加し、レクリエーション活動として郷里めぐりや、ドライブを行うなど外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。
- *教養講座の一つとして、町内の5ヶ寺に月一回のご法話を依頼し教養を深めていただく。

5 ホームの管理と生活環境の充実

- * 予算の適正な執行に努める。
- * 利用者の財産管理、文書・諸帳簿の整理保管、建物・設備等の保守、点検、修理、改善に努め明るい生活環境の維持充実に努める。

6 職員の研修

- * 社会の動き、多様化するニーズに応え、よりよい処遇を目指して職員の専門的知識の吸収・資質向上のために一層の努力をする。
- * 施設内における研修はもとより、各種の施設外研修会への積極的に参加し、専門職員としての資格取得へ向けての努力や、他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。
- * 新規採用職員については、「新任職員マニュアル」に基づき、福祉従事者としての基礎的教育を行なう。
- * 介護技術の向上にむけて知識・技術習得のため、毎月、全職員の定例研修会研修・教育を実施する。及び、随時「介護キャリア段位制度」に取り組み介護プロフェッショナル認定を進めていく。
- * 就業規則第 76 条から第 83 条に基づき、職員の安全衛生及び福利厚生、労働災害の防止、健康の保持増進に寄与するため「安全衛生管理規定」を定め、「安全衛生計画」を作成し、職場における安全と健康を確保し快適な職場環境を推進する。
- * 同法人事業所間の交流（合同）研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、昨年度に引き続き外部講師を招いて管理職・リーダー職やサブリーダーの研修を実施し、業務改善や更なる組織力向上を図る。

7 地域との連携・貢献

- * 利用者の介護サービス向上のために、施設を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて地域住民との交流を図り、その中で、利用者自身に社会の一員である事を自覚していただき生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- * 専門的機能を有する福祉資源としての施設は、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、「生計困難者レスキュー事業」に積極的に関わり、地域での生計困難者を支援する。また、公民館単位での「介護教室」を開催し介護保険サービス等の普及活動を実施する。

8 ボランティアや実習生の受け入れ

- * ボランティアを積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

*大学、専門学校、訪問介護員、資格取得等のための介護実習の積極的な受け入れを行い、将来の社会福祉従事者育成及び社会貢献に協力する。

9 家族通信

*利用者の依頼に応じて、随時電話・郵便等で通信を行うとともに『ふるさとだより』を発行して利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

10 家族会

*利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加を呼びかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

11 苦情解決委員会

*社会福祉法第82条に基づく「苦情解決委員会」や苦情受付のための「意見箱」を設置し、利用者及びその家族から苦情に迅速かつ適切に対応する。

12 事故防止委員会

*介護事故発生の防止及び再発防止のため「事故防止委員会」を設置し、安全対策の検討と徹底に努める。

13 身体拘束廃止委員会

*介護保険指定基準の身体拘束禁止規定に基づき、利用者の生命又は、身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、利用者の人権を侵すような（身体的、精神的、社会的）拘束は行わないものとし、「身体拘束廃止委員会」を設置し、併せて高齢者虐待防止対策も図り廃止や改善に努める。

14 衛生委員会

*「安全衛生管理計画」に基づき「衛生管理委員会」を設置し、労働災害の防止と職員の健康保持増進を図る。

全職員毎年1回、職員自身のストレスヘルス不調を未然に防止することを目的とした「ストレスチェック」を実施する。

15 感染対策委員会

*「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策指針」に基づき「感染対策委員会」設置し、利用者の安全管理、感染症の予防と発生時の対応を行う。

16 入所検討委員会

- * 「指定介護老人福祉施設入所指針」に従い、「入所検討委員会」を設置し、入所決定過程の透明性・公平性を確保する。(介護保険法第88条三項)

17 その他

- * 生活困窮者に対して、利用者の申し出により社会福祉法人等による利用者負担軽減措置を実施するものとする。

平成30年度事業計画書

(居宅介護支援センターふるさと)

1 基本方針

居宅支援事業者は、在宅で生活している利用者のケアプラン（居宅サービス計画）を介護支援専門員（ケアマネージャー）が、利用者や家族の希望に沿った、その人らしい生活がおくれるよう支援する。また、各事業者が利用者に対して安全かつ安定した介護サービスを提供しているかを確認し、介護や支援を必要とする利用者へ保健・医療・福祉サービスなどが適切に受けられるよう支援する。

2 分野別重点取組み方針

	重点取組み方針
自立支援介護	<ul style="list-style-type: none"> 4月からの改正にて、病院より在宅へ戻って生活する利用者が確実に増加するため、各事業所との連携を今まで以上に密に取り合い、住み慣れた町で地域と一緒に生活出来るよう支援する。またケアマネとして医療との連携を今まで以上に取り合い加算等へ反映させる。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での生活の中で、ご利用者の状態に合わせた住宅改修・福祉用具貸与等を病院医師・リハビリ専門職・家族と協議し、生活での疾病前の状況で安全に生活が行なえるよう支援する。
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、在宅でいかに疾病前の生活に近づくためのサービス等を利用者・家族と充分協議・説明し、利用者が在宅で生活する目的・意義等しっかりプランに位置付けていく。その人らしいプランを作成する。
地域交流	<ul style="list-style-type: none"> 今年も昨年同様に「介護教室」「認知症研修」「介護予防」等地域が困っている事を重点的に西海市包括支援センターや健康福祉課・地域老人会等とコミュニケーションをとり、専門的知識を地域の皆様に理解していただけるように地域へ出かけ実施したい。

3 サービス目標

(イ) 居宅サービス計画の作成

介護サービス利用者の意向を聞き、実際のサービスを行う市町村や居宅介護支援事業者、施設事業者・医療関係者等との間を連絡調整しながら、本人に合ったケアプランの作成を行う。

(ロ) 要介護認定申請の代行、認定調査の実施。

(ハ) 福祉サービス利用申し込みの申請代行等の実施。

(ニ) 介護保険制度の説明。

(ホ) 介護に関する身近な相談の対応

(ヘ) 毎月在宅を訪問し、利用者・家族へのモニタリングを行いプランの検討を実施する。

4 事業所の管理体制

(イ) 予算の適正な執行に努める。

(ロ) 利用者の個人情報管理、文書・諸帳簿の整理保管に留意する。

5 職員の研修

(イ) 社会の動きや多様化するニーズに応え、よりよい処遇をめざして職員の専門的知識の吸収、資質向上のために一層の努力をする。

(ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。

(ハ) 長崎県・西海市介護支援専門員連絡協議会へ入会し、他事業所との意見交換等を行い、介護保険制度等の改正情報をいち早く入手し、事業内の研修を行い知識を共有する。

(ニ) 法人内介護支援専門員の質の向上と連携を深めるために、月1回の研修会を開催して情報共有を図る。

6 地域との連携・貢献

(イ) 利用者へのサービス向上のために～

事業所を地域社会に解放し、諸々の機会を通じて地域住民との交流を図り、その中で利用者自身に社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。

(ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～

専門的機能を有する事業所は地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解

放してその機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

(ハ) 社会福祉法人の地域貢献について

地域ケア会議へ積極的に参加し、法人ふるさとの有する機能を今まで以上に、地域住民に理解していただき、老後を「住み慣れた町」で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」構築に貢献する。

また、社会貢献活動として、他法人・他事業所と連携を密にとり、生計困難者への心理的不安の軽減や公的な制度やサービス等への橋渡しを行うなどの相談・支援事業を実施する。

平成30年度事業計画書

(グループホームふるさと・第2グループホームふるさと)

1. 基本方針

現在、国が進める「地域包括ケアシステム」における重点施策の一つに認知症ケアの強化が挙げられているように、グループホームには今後さらに認知症ケアの専門性を地域に還元することが求められている。

認知症ケアを実践する社会資源として、行政・地域と連携し、地域の交流拠点となりながら、さまざまな福祉ニーズに応えられる施設運営に努める。

また、老人福祉法の理念に基づき、利用者個々の人格を尊重し、「一日一日を大切に」生活していただけるよう、法人の経営理念である「和」のもと「思いやり」と「共助共援」の心をもって業務を遂行する。

2. 分野別重点取組み方針

重点取組み方針		
	グループホームふるさと	第2グループホームふるさと
自立支援介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、自分の“できる能力”を維持しながら、意欲を持って穏やかな生活を過ごして頂けるように、グループホーム職員として、勉強会を実施する事で認知症の理解を深め、利用者ごとの『ひもときシート』を作成して、各ご利用者を理解する事で、個人の認知症に合わせた適切なケアを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の充実した生活の為に、生活への意向や希望を把握し、充実した生活を送っていただける様に支援していく。また現状のあり方についても検討を行い、散歩、レクリエーション、機能訓練、生活リハビリなどの生活への支援を行っていく。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な生活を守るため、事故・ヒヤリハットについて、職員全員が気づく力を常に意識して、報告書の提出は迅速に行い、リスクの把握や危険性の排除、再発防止策の検討・実施を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全な生活のため、事故記録を徹底し、事故に対する分析と対策を講じ、安全に対する職員の意識向上に努めるとともに、事故対策の仕組みを整える。 ・毎月、事故・ヒヤリハットの集計・分析・検討を行う。

<p>不適切ケア対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が自分らしく、穏やかに生活できる環境にするため、“不適切ケア”の解消を今年のQC活動の課題として取り組む中で、毎月のユニット会議で自分たちの“不適切ケア”について話し合う機会を持ち、言葉遣いや対応について、現場でお互いに注意し合いながら、不適切ケアをなくす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、その人らしい生活がおくる事が出来るように利用者の個別情報を整理し全職員が情報の共有を行い、利用者への統一した対応を行う。 ・不適切ケアを行わない様に、研修を計画・企画し実施し不適切ケアの防止に努める。
<p>ケアマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や家族の意向に沿ったケアプランを作成し、その方の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等を目指すケアを行うため、利用者それぞれの支援内容を把握し、共通した支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方にあった「グループホームらしいケアプラン」「その人らしいケアプラン」を作成するために、利用者の生活歴などの情報を調べケアプランに活かす。 ・職員のケアプランに対する認識の向上の為、ケアプランについての研修会を企画し実施する。
<p>環境衛生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・常に安全で衛生的な生活環境を整えるために、毎月、施設美化担当が掃除・設備のチェックを行い、危険箇所やリスクの可能性を発見して、職員全員で整えていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の暮らしやすい環境のために、常に整理整頓、清潔に心がけ、清掃活動の強化・営繕活動に取り組んでいく。また現状のあり方について検討を行い、清掃活動の時間の確保に努める。
<p>防災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全員が、有事の際に状況に適した動きができるよう、職員全員が積極的に訓練に参加し、防災・防犯に関して、どこにどのような設備があるか、道具の使用方法や避難場所などをしっかりと認識する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練については、あらゆる場面での火災の想定での実施を継続し、災害時の避難訓練についても計画し実施に取り組む。 ・地元消防団との避難訓練についても、継続実施していく。
<p>地域との交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が“地元で暮らしている”という思いを維持できるよう、地元の行事への積極的な参加や、馴染みのある場所への個別外出を実施する事で、利用者の生活歴などを知り、日頃の活動や信頼関係づくりに活かす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に地域との交流が出来る様に、計画的な交流に心がけ、年間を通して地域との交流が出来るように支援していく。 ・年間での行事計画を作成する。また、毎月ドライブや地域商店への買い物、ホーム周辺の散歩等を実施する。

3. 介護サービス目標

- (1) 利用者が日々意欲をもって穏やかに生活を過ごしていただけるように、必要な支援と介護を行う。
- (2) 認知症に対しての正しい理解と人権尊重を第一義とし、受容する事に努める。
- (3) 職員は、日々積極的に活動し、利用者の心身機能の維持、健康増進、障害の回復等を目標とし、利用者の意思に沿った「介護サービス計画」を作成し、自立支援に努める。
 - * 職員は、それぞれの職務において法人理念である「共助共援」「和」と「思いやり」の指標をもって、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある余生がおくれるようにしていただく。
 - * 終末ケア(看取りケア)を実践する場合は、「看取りに関する指針」に基づき、出来る限りの援助に努め、安らかな終末をむかえていただく。
 - * 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人一人の老人のよりよい介護サービスに努力する。
- (4) 身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。(利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除く。平13老発155)
- (5) 人権擁護、虐待防止に向けて、職員の知識の向上と環境の整備に努める。

4. 利用者へのサービス内容

(1) 日常生活面での配慮

(イ) 居室の整備

- * 個々のプライバシーを守る。
- * 利用者の私物・所持品を可能な限り認め、これを身近に置くことで、安心感を持っていただく。
- * 身近の整理整頓・臭気排除のため換気・通風等に留意する。

(ロ) 衣類

- * 常に清潔に、身綺麗にしていけるよう配慮する。
- * 利用者の要望に応じて選択出来るように、定期的に外部へ買い物を行う。
- * 四季折々、衣替えの時期には家族に極協力を依頼し、面会を兼ねて、衣類の整理、衣裳ケースの整頓を利用者と一緒に行っていただく。

(ハ) 食事

- * 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。カロリー、栄養のバランスを考慮した献立表をもとに、給食委員会にて更に検討を加え、四季折々の新鮮な野菜・果物・鮮魚等、季節にさきがけて供し食生活にうるおいを持たせ、また個々の症状に

応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらす等留意する。

- * 行事食ではバイキングや模擬店等催し、お互いの「ふれあい」を一層深めていただく。
- * 毎日の食事も場所・環境の設定に変化を持たせ、楽しい食事出来るように配慮する。

(二) 介護・介助

排せつ・食事・入浴・衣類の着脱・身辺整理・私物の管理・歩行等あらゆる生活面において、利用者の身体上・精神上の支えとなり、職員は自立支援に必要な専門的知識・技術を研修し、常に学びながら利用者と共に努力する。

(ホ) 災害対策

- * 法人の非常災害対策計画に沿った避難訓練を実施する。
- * 防災・防火設備の点検励行、月1回の避難訓練、年2回の総合訓練を実施すると共に、夜間における緊急出動訓練、並びに避難訓練を随時実施する。また、地元関係者との防災災害懇談会を設け、協力体制の確立を図る。
- * 基準を上回る夜勤者2名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。
- *

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- * 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗等の清潔動作に努める。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意を払う。
- * 利用者および職員は、感染症マニュアルに基づき感染症予防に努める。
- * 健康教室を年2回以上実施する。
- * 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

協力医院による定期往診（2週に1回）を行い、必要に応じ随時外来受信・往診を依頼し、状態によっては専門医への診療または入院もなされる。

(ハ) 医療連携体制

医療連携体制加算にもとづき看護師を配置する。毎週1回の状態観察を基に主治医と連携して、患部治療・投薬・検査または利用者の個々の健康・衛生に関する支援等を行う。

(ニ) 機能回復訓練

医療残存機能の維持向上と認知症の維持緩和を図るために、日常生活基本的動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（おしぼりやエプロンたたみ、野菜の皮むき等）を行う。

(3) 趣味活動・レクリエーション

- (イ) 「生きがい」対策として、各クラブ活動（書道・絵画、生花・手芸・カラオケ・雑巾縫いなど）および楽しいレクリエーション等の支援を行い、個々の趣味活動をひろげ（自由選択）積極的参加を呼びかける。
- (ロ) 地域での諸行事等に大いに参加し、レクリエーション活動として郷里めぐり、ドライブを行い外出の機会を増やし楽しみを持っていただく。
- (ハ) 教養講座の一つとして、町内の5ヶ寺に月1回のご法話を依頼し、教養を深めていただく。

5. ホームの管理と生活環境の充実

- (イ) 予算の適正な執行に努める。
- (ロ) 利用者の財産管理、文書・諸帳簿の整理保管、建物・設備等の保守・点検・修理、改善に努め、明るい生活環境の維持充実に努める。

6. 職員の研修

- (イ) 社会の動きや多様化するニーズに応えるよりよいケアの提供をめざし、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修を行う。
- (ロ) 施設内における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得への努力・他施設の見学等により見聞をひろめ、豊かな知識を身につけ教養を深める。
- (ハ) 同法人事業所間の交流(合同)研修及び人事異動を実施し、職務の活性化を促進する。また、昨年度に引き続き外部講師を招いて研修を実施し、業務改善や更なる組織力向上を目指す。
- (ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

7. 地域との連携

- (イ) 地域密着型サービスとして～
施設を地域社会に解放し、様々な機会を通じて地域や地域住民との交流をはかり、その中で、利用者自身が社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- (ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために～
専門的機能を有する施設は地域社会の大切な福祉資源でもあり、これを地域に広く解放してその機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等と連

携をとりながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

8. 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

9. ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、施設の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

10. 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供を行うとともに「ふるさとだより（年4回）」及び「グループホームだより（各事業所・毎月）」を発行して利用者の生活状況等を周知し、かつ家族と施設との連帯感を深める。

11. 家族会

利用者・家族・施設とのつながりを一層親密にするために、施設での諸行事への参加を呼びかける等、家族会の協力を求め、利用者の幸せのために共に努力する。

12. 苦情解決委員会

社会福祉法第82条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

13. 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止する為、事故防止委員会を設置する。

14. グループホーム自己評価

グループホームサービス評価項目にもとづき年に1回、自己評価を実施する。

15. グループホーム外部評価

年に1回、基本情報を公開しかつ指定団体による外部評価の調査を受ける。グループホームのサービス提供内容と利用者の生活環境に対する点検と講評を受ける。

平成 30 年度 事業計画

(小規模多機能ホーム ふるさと)

1 小規模多機能ホームふるさと 援助目標

援助を必要とするご利用者が、住み慣れた自宅や地域でつながりのある人々とともに、在宅で暮らし続ける事が出来るように、ご利用者またその家族のさまざまなニーズを柔軟に組み合わせた援助を行い、地域に愛される事業所を目指す。

2 事業の目的

要介護・要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 運営方針

- 1 本事業所において提供する小規模多機能居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、その人らしく、地域の中で安心して在宅生活がおくれるように、常に利用者の立場でのサービスの提供に努めるとともに、個別に「小規模多機能居宅介護計画」を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 職員は、利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法等について、わかりやすく説明をする。
- 4 職員は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 職員は、常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 本事業所は、地域密着型サービスとして、併設の認知症対応型共同生活介護事業所と連携して、地域に根ざしたサービスを提供する。

4. 分野別重点取組み方針

	重点取組み方針
自立支援介護	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援に力を入れたケアプランの作成と、職員による支援方策の理解と情報共有の徹底を目標とし、生活の中での機能向上を目指した個別計画に基づき、利用者本人が意識しながら自立支援へと繋がっていくような支援体制を構築していく。また、その過程のモニタリングや支援内容の変更・修正等の情報共有に努め、介護力を向上させる。
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 担当者を中心にヒヤリハット報告・実践状況を毎月のケア会議の中で伝え、ひとつひとつ丁寧に検証し事故防止に努めていく。また、ヒヤリハットの傾向を分析し、次年度に活かしていけるようにする。
不適切ケア対策	<ul style="list-style-type: none"> 「不適切ケアゼロ」を目指して、不適切ケアについての意識を高める研修や対人援助技術・接遇マナー研修の実施により、利用者へ対する声掛けや対応をしっかりと振り返る。 必要に応じて十分な時間や回数を重ねた個別面談を実施（管理者中心）して、事業所全体の介護力の底上げを図る。
ケアマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング期間に関係なく、適切なケアができているか支援内容の確認を介護支援専門員を中心に実施する。 支援内容の変更がある場合には全職員が周知出来る様に申し送りノート等を活用していく。
環境衛生	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に対する意識にばらつきがあるため、引き続き感染症対策研修の実施や個別レクチャーにより意識を統一する。
防火・防災・防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難訓練の際、すべての職員が直接自動火災報知機を操作できるような訓練計画を立て、実践的な避難訓練を実施する。 機器の操作に不安がある場合は反復して訓練に参加する。

地域との交流	<p>・「介護予防出前講座」を継続し、地域に対する情報発信を通して地域貢献に努める。</p> <p>オープンホーム等地域のみなさんを招いてのイベントの計画や、地域の各種団体（老人会、民生委員等）と、介護予防通信カラオケを使ったカラオケ大会の計画を実施する。</p>
--------	--

5 介護サービス目標

- 1 利用者が日常生活を「生き生き、にこにこ」と暮らせるように必要な介護と安心感を持っていただくように援助する。
- 2 利用者の正しい理解と、人権尊重を第一主義とし、受容する事に努める。
- 3 職員は、日々積極的に「生き生き・きびきび」と活動し、利用者の心身機能の維持、機能回復等を目標とし、利用者・家族の意志に添った「介護計画」を作成し、利用者の日々の様態・希望を勘案し適時適切な援助に自立への援助を惜しまない。
 - * 職員は職務において「思いやり」と「共助共援」の心をもって、温かく利用者へ接し、個々の問題解決や心理的・社会的ニーズの充足を図り、「生きがい」ある生活がおくれるようにする。
 - * 職員は、同一目標のもとに一致協力して、一人ひとりの利用者のよりよい介護サービスの提供に努める。
- 4 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わない。（利用者の生命又は身体を保護する為に緊急やむをえない場合を除く。平 13 老発 155）

6 利用者へのサービス内容

(1) 日常生活面での配慮

(イ) 食事

- * 利用者の健康保持のために、食事は重要な役割を持つ。管理栄養士のカロリー計算された栄養バランスを考慮した献立表をもとに、四季折々の新鮮な野菜・くだもの・鮮魚等、季節に感じた食事が出来るようにする。また、個々の状態に応じた特別食や郷土料理を盛り込んだ楽しい行事食・おやつ等には、特に趣向をこらしたものを提供する。
- * 食事の場所・環境の設定にも変化を持たせ、楽しい食事が出来るように配慮する。
- * 食事時間は利用者の状況に合わせて、適時適温の食事を提供する。
- * 在宅での食事支援については、本人・家族の希望をうかがい、自宅のキッチン

ンにて、その都度準備を行う。

- * 行事食では、併設する認知症対応型生活介護事業所や特別養護老人ホームと合同で行う機会を増やし、お互いに「ふれあい」を深める。

(ロ) 介護・介助

- * 通い・訪問時・泊りの全利用者に対して、排泄・食事・入浴・更衣・部屋の掃除や移乗・移動等生活面すべてにおいて、利用者の身体上精神上の支えとなり、自立支援に必要な専門的知識・技術で利用者の支援を行う。

(ハ) 災害対策

- * 防災・防火設備の点検励行、施設内での避難訓練等月 1 回は実施する。又、在宅訪問時はガス・電気設備等の点検を行い、火災等が起こらないよう確認する。
- * 夜間・深夜に置いては夜勤者 1 名を配置し、夜間における防災管理体制を確立する。また、併設する認知症対応型生活施設との連携協力体制を作り、有事の際には一致協力し安全に努める。
- * 地域住民の皆様への協力依頼として、関係各種団体等との防災懇談会を年 1 回、法人内全事業所で行う。

(2) 保健医療

(イ) 保健衛生

- * 利用者の健康状態の把握、環境整備、また介護時の手洗い等の清潔動作を遵守する。特に厨房関係では食品管理、消毒、殺虫等に細心の注意を払う。
- * 利用者及び職員は、感染症マニュアルに基づき感染予防に努める。
- * 健康教室を年 **2** 回実施する。
- * 職員の健康管理には充分留意する。

(ロ) 疾病の治療

- * 必要に応じて随時外来受診・往診の依頼をかかりつけ医へ行き、看護師より状態報告を行う。また状態によっては専門医への診察、協力病院への入院も実施する。

(ハ) 機能回復訓練

心身の機能維持向上のために、日常生活動作訓練（生活リハビリ）、作業療法（指先を使った作業等、野菜の皮むき、洗濯物たたみ）の訓練後には、電気治療器を使って痛みの緩和を図る。

(3) 趣味・レクリエーション活動

- (イ) 利用者の「生きがい」対策として、地域の特性や利用者の生活環境・趣向に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業など多様な活動を支援する。
- (ロ) 郷里めぐりやドライブ、買物等の外出の機会を増やし楽しみを持っていただ

く。また地域で行われる諸行事等への参加も積極的に行う。

7 施設管理と生活環境の充実

- (イ) 予算の適切な執行に努める
- (ロ) 利用者への文書、諸帳簿の整理保管、建物、設備等の保守、点検、修理改善に努め、明るい生活環境の充実を図る。

8 職員研修

- (イ) 社会の動き、多様なニーズに応えるよりよいケアの提供を目指し、職員の専門的知識の吸収、資質向上のために職員のスキルに合わせた総合的かつ体系的な研修を実施する。
 - (ロ) 事業所における研修はもとより、各種研修会への積極的参加および専門職員としての資格取得へ向けての努力・他施設の見学等により見聞を広め、豊かな知識を身につけ教養を深める。
 - (ハ) 職務のマンネリ化を防ぐ意味において、同法人内事業所での人事異動を実施し、常に新鮮な職場であるように心がける。
- (ニ) 介護サービス評価基準を用い、サービスの質の向上への取り組みを促進する。

9 地域との連携

- (イ) 地域密着型サービスとして
事業所を地域へ開放し、様々な機会を通じて、地域や地域住民との交流を図り、その中で利用者自身が社会の一員である事を自覚していただき、生活の自立支援を促進するよう配慮する。
- (ロ) 地域福祉、在宅福祉の向上のために
専門的機能を有する事業所は、地域社会の大切な福祉資源であり、これを地域に広く開放して、その機能が大いに活用されるよう、行政、社協、地域各種団体等との連携を取りながら、各地域住民との交流を深め、ニーズ充足に貢献する。

10 運営推進会議

地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催し、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等を行う。

11 ボランティアの受け入れ

ボランティアの積極的な受け入れによって多くの人々との社会交流を深めるとともに、事業所の在り方・内容等についての認識を高め、かつ社会的ボランティア思想の高揚に努める。

12 家族への通信

利用者の依頼に応じて随時、電話・郵便等で情報提供を行うとともに、法人事業所で発行している「ふるさとだより」にて、事業所内での生活状況等を周知し、かつ家族と事業所との連帯感を深める。

13 苦情解決委員会

社会福祉法第 82 条にもとづく「苦情解決委員会」を設置する。

14 事故防止委員会

介護サービスの提供による、事故を未然に防止するため、事故防止委員会を設置する。

15 小規模多機能居宅自己評価

小規模多機能居宅評価項目に基づき年に 1 回、自己評価を実施する。

16 小規模多機能居宅外部評価

自己評価の内容を西海市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議で報告し、サービス提供内容と利用者の生活環境の点検及び講評を受けた上、公表する。